



2023年5月12日

各 位

会社名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 松橋 正明
(コード番号：8410 東証プライム)
問合せ先 執行役員企画部長 清水 健
(TEL：03-3211-3041)

当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

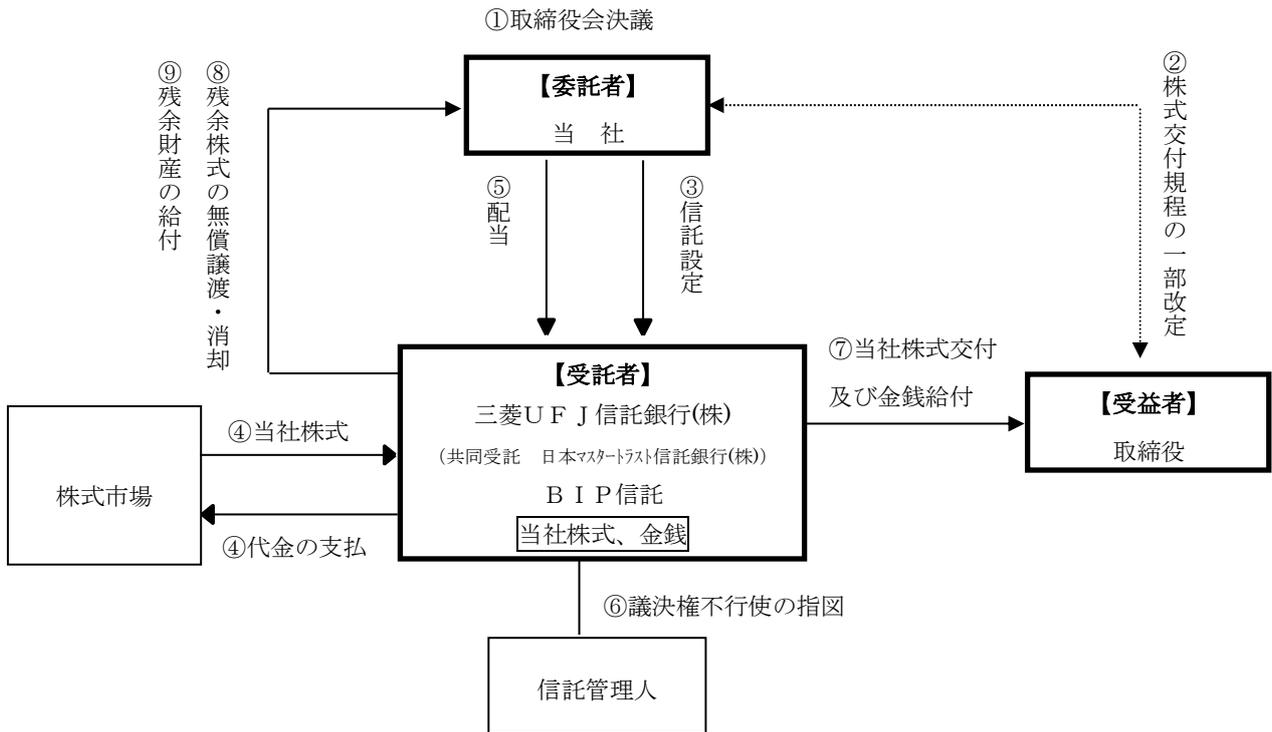
当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して導入している業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を継続（一部変更）すること及び本制度の詳細を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役を対象に、報酬制度の一部に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとする
ことで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ株主との利害を共有する役員報酬制度として、2017年より本制度を導入しており、これを2023年以降も継続いたします。
なお、2023年から本制度の一部変更として、より長期の目線を持った経営を促すことを目的とし、業績評価指標への非財務指標の追加を行います。また、コーポレート・ガバナンス強化を目的とし、導入済のマルス条項に加え、クローバック条項の導入を行います。
- (2) 業績連動型の株式報酬制度としては、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にしたインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続及び本制度の詳細に関して取締役会等必要な手続を行います
- ② 当社は、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は、2020年6月22日開催の第19回定時株主総会（以下「株主総会」という。）の決議で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、退任等の受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）の信託期間を延長します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 退任等の受益者要件を満たした取締役は、信託期間中に、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加抛出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる株式交付ポイント数（下記3. (4) に定める。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記3. (6) の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

継続後の本制度は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（下記(4)による本信託の継続が行われた場合には、以降の連続する3事業年度。）を対象として、業績目標の達成度等に応じて当社株式等を役員報酬として交付等する制度です。

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、下記(4)に定める株式交付ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

- ① 本制度開始日以降、取締役として在任していること（本制度開始日以降に新たに取締役となった者を含む。）
- ② 取締役を退任していること、又は海外赴任により海外居住者となることが決定したこと
- ③ 社内規程等に違反し、かつ当社に対し背信行為があったと当社取締役会が認めた者でないこと
- ④ 下記(4)に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(3) 延長後の信託期間

2023年5月（予定）から2026年8月末日（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。

その場合、本信託の信託期間を約3年間延長し、当社は延長された信託期間毎に、株主総会で承認決議を得た本信託に拠出する金額の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認を得た本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役に交付される当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、役員毎に予め定められた「固定ポイント」及び毎事業年度の会社業績目標の達成度等に応じて以下の算定式に基づき計算される「業績連動ポイント」が取締役に對して付与されます。

また、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、2020年8月11日付で、取締役に付与済みである株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものを権利放棄

した取締役に対して、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数に相当するポイント（以下「移行ポイント」という。）が追加で付与されています。

取締役の退任後に、固定ポイント及び業績連動ポイントの累計、並びに移行ポイントの合計値（以下「株式交付ポイント」という。）が算定され、株式交付ポイントに相当する数の当社株式等の交付等が行われます。

なお、交付等が行われる当社株式数は、1ポイント当たり1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

（固定ポイント）

役員別月次報酬額（※1）×固定ポイント構成割合（※1）÷信託期間の開始日（延長日）の属する事業年度の4月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（※2）

（業績連動ポイント）

役員別月次報酬額（※1）×業績連動ポイント構成割合（※1）×業績連動係数（※3）÷信託期間の開始日（延長日）の属する事業年度の4月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（※2）

（株式交付ポイント）

退任等の受益者要件充足日時点における固定ポイントの累計及び業績連動ポイントの累計、並びに移行ポイントの合計値

※1 「役員別月次報酬額」、「固定ポイント構成割合」及び「業績連動ポイント構成割合」は、役員や役員報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定します。

※2 固定ポイント及び業績連動ポイントに小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下の端数は切り捨てるものとします。

※3 業績連動係数は、毎事業年度の会社業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、連結経常収益、連結経常利益及び従業員エンゲージメント等とします。

(5) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

取締役が退任により受益者要件を充足した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任後に定められる株式交付ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から受けるものとします（ただし、一定割合について本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受ける可能性があります。）。

信託期間中に取締役が死亡により受益者要件を充足した場合は、原則としてその時点での株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に取締役が海外赴任により海外居住者となることが決定したことにより受益者要件を充足した場合、原則としてその時点での株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託において取締役が付与する予定のポイントの総数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額及び本信託において取締役が付与するポイントの総数は、以下を予定しています。

(本信託に拠出する信託金の予定額)

延長された信託期間に対応して、1.2億円の信託金を拠出することを予定しています。(※4)

※4 本信託による株式取得資金ならびに信託報酬及び信託費用の合算金額であり、既存のBIP信託から承継する残余財産を含みます。なお、株主総会において、本制度について信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額は4億円として承認決議を行っており、各信託期間において当社が本信託に拠出できる信託金の金額は決議された上限に服することになります。

(取締役が付与する予定のポイントの1年当たりの総数)

BIP信託から上記(4)により付与される固定ポイント及び業績連動ポイントの総数は、1年当たり24万ポイント(※5)を予定しています。

※5 株主総会において、取締役が付与するポイントの1年当たりの総数の上限を1年当たり40万ポイントとして承認決議を行っており、当社が付与するポイントの1年当たりの総数は決議された上限に服することになります。信託期間中に本信託が取得する当社株式数(以下「取得株式数」という。)は、かかる取締役が付与するポイントの1年当たりの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数(120万株)を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金及び取得株式数の範囲内で、株式市場からの取得の方法により行うことを予定しております。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(5)により取締役に対する交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(10) 信託期間満了時の取扱い

信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託内の当社株式に係る配当は、本信託の信託報酬・信託費用に充てられますが、その後、最終的に本信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) クローバック

当社は、決算上の重大な過失・不正、決算内容の重大な修正、法令違反等一定の事由への該当が生じた場合、取締役に対して業績連動型株式報酬の返還を要求することができるクローバック条項を、導入済のマルス条項に加えて導入いたします。返還の対象となり得る報酬は、該当事由が認められた事業年度及びその前の3事業年度の対価として受け取った業績連動型株式報酬とします。本取り扱いは、2024年3月期の対価として付与される業績連動型株式報酬から適用対象となり、以後全ての期間において適用されます。

(ご参考①)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役を退任した者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2017年8月7日（2023年5月26日付で変更予定） |
| ⑧信託の期間 | 2017年8月7日～2026年8月末日（予定）
（2023年5月26日付の信託契約変更により2026年8月末日まで延長予定） |
| ⑨議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪追加信託金の金額 | 1.2億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む） |
| ⑫株式の取得時期 | 2023年6月2日（予定）～2023年6月16日（予定） |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

(ご参考②)

【役員報酬の考え方と役員報酬制度】

1. 役員報酬基本方針

当社は、役員報酬基本方針として、役員報酬全般について、以下の考えに基づき決定します。

- 企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
- 業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、各役位に応じた適切な報酬体系・水準であること
- 客観性・透明性のあるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

2. 報酬体系

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成され、以下のとおり適用します。

	固定報酬	変動報酬	
	(a) 基本報酬	(b) 賞与	(c) 業績連動型株式報酬
業務執行取締役	●	●	●
非業務執行取締役	●	—	—
監査役	●	—	—

各制度の位置付けは以下のとおりとします。

(a) 基本報酬	役位に応じ着実に職務を遂行することを促すための報酬
(b) 賞与	中長期的な企業価値向上に向けた各事業年度の業績目標(マイルストーン)を着実に達成するための短期インセンティブ
(c) 業績連動型株式報酬	株主との利害共有を図り、中長期的に企業価値を高めるための中長期インセンティブ

各制度の割合は、固定報酬と変動報酬のバランス、金銭報酬と株式報酬のバランス、及び短期・中長期のバランスのとれた視点を持ち経営を担うための賞与と株式報酬のバランス等を考慮し、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議の上、以下のとおり決定しています(監査役報酬を除く)。

また、非業務執行取締役及び監査役は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬のみとします。

業務執行取締役	基本報酬 50%	賞与 25%	業績連動型 株式報酬 25%
* 固定報酬と変動報酬のバランス	固定報酬 50%	変動報酬 50%	
* 金銭報酬と株式報酬のバランス	金銭報酬 75%		株式報酬 25%
非業務執行取締役・監査役	固定報酬 100%		

3. 報酬水準

当社の役員報酬水準は、優秀な人材を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、当社と同規模の企業群及び同業種の企業群の報酬水準データを分析・比較し、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定しています（監査役報酬を除く）。

4. 変動報酬の内容

●賞与

短期インセンティブとなる賞与は、役位別に定められる基準額に対し、前事業年度の連結業績目標に応じた業績連動係数を乗じて決定します。

●業績連動型株式報酬

中長期インセンティブとなる業績連動型株式報酬は、役位別に付与するポイント数が定められる「固定部分」と、役位及び業績に応じ付与するポイント数が変動する「業績連動部分」で構成されます。いずれも在任期間中、毎年ポイントを付与・累積し、退任時にポイントの累積値に相当する当社株式を交付します。

業績連動部分は、役位別に定められるポイント数に対し、連結業績目標達成度に応じた業績連動係数を乗じてポイント数（交付株式数）を決定します。

なお、当社は、決算上の重大な過失・不正、決算内容の重大な修正、法令違反等一定の事由への該当が生じた場合、取締役に対して業績連動型株式報酬の返還を要求することができるクローバック条項を、導入済のマルス条項に加えて導入いたします。返還の対象となり得る報酬は、該当事由が認められた事業年度及びその前の3事業年度の対価として受け取った業績連動型株式報酬とします。本取り扱いは、2024年3月期の対価として付与される業績連動型株式報酬から適用対象となり、以後全ての期間において適用されます。

制度		指標及び評価方法
賞与		<ul style="list-style-type: none"> ・「本業を伸ばしつつ事業の多角化」を実践するという経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上に向けた業績目標(マイルストーン)達成状況・プロセスに基づき評価 ・前事業年度の連結経常収益、連結経常利益の目標達成状況に基づき定量的に評価 ・基準額の0%~200%の範囲で支給額を決定
業績連動型 株式報酬	固定部分	—
	業績連動部分	<ul style="list-style-type: none"> ・「本業を伸ばしつつ事業の多角化」を実践するという経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上の結果に基づき評価 ・前事業年度の連結経常収益、連結経常利益、及び従業員エンゲージメント等の目標達成状況に基づき定量的に評価 ・基準ポイントの0%~200%の範囲でポイント数(交付株式数)を決定

5. 報酬の決定プロセス

役員の個別支給額は、株主総会にて決議された総額の範囲内で、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会にて審議した上で、取締役会において決議します。

また、指名・報酬委員会では、当社の役員報酬基本方針を踏まえ、役員報酬制度・水準等の審議、報酬支給額についての検証も行うものとし、報酬の決定プロセスの客観性及び透明性を担保しています。

2022年度に指名・報酬委員会において審議・協議された主な事項は以下のとおりです。

- 取締役会への取締役候補の推薦、執行役員候補の推薦
- 取締役会への取締役・執行役員の報酬の提案
- 取締役・執行役員の評価・報酬制度について
- 社長・執行役員のサクセッションプランについて

〈補足事項〉

執行役員の報酬につきましても業務執行取締役と同じく、企業価値向上に対する貢献意欲をより一層高めるとともに、結果責任を適正に評価反映できるように、業務執行取締役と同様の内容としております。

以 上